

## 福江商店街連盟補助事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1 福江商店街連盟は、減少しつつある商店街内のイベント等を開催するにあたり、イベントを開催する団体に対し、予算の定めるところにより、福江商店街連盟補助事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

(実施対象者、補助対象経費及び補助率等)

第2 補助金の交付対象者は、福江商店街連盟に加盟している事業者3店舗以上で構成されるグループ(以下「実施グループ」という。)とし、補助金対象経費については、別紙のとおりとする。

(申請の提出期限)

第3 申請書の提出期限は、事業実施の2ヵ月前までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 福江商店街連盟補助事業決算書(様式第1号)

(補助の条件)

第5 補助交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業申請書に記載がある使用禁止用途での補助金使用は行わないこと。
- (2) 店舗・商店街へ集客をするため、広告等の宣伝を行うこと。
- (3) 路上駐車をしないように福江商店街連盟駐車場の利用案内を行うこと。
- (4) 福江商店街連盟企画部会の審査にて内定を受けること。
- (5) 同じ店舗の組み合わせの実施グループは、同一年度内は補助を受けることはできない。
- (6) 申請書等イベント内容に疑義が生じた際は、福江商店街連盟企画部会からのヒアリングに応じること。

(変更・中止の承認)

第6 変更の承認又は廃止の承認を受けようとするときは、福江商店街連盟企画部会に開催の15日前までに中止を申し出ること。

2 軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(決算書)

第7 決算書は、イベントが終了した日から起算して30日を経過した日又はイベントが終了した日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 決算書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 広告(チラシ又は画像)

(2) 領収書

(補助金の交付)

第8 この補助金は、精算払いの方法により交付することができる。

2 請求は、事業予算・決算書(様式第1号)の提出をもって確定する。

附 則

この要領は、令和6年7月3日から適用する。

## 別表（第2条関係）

経費区分	補助対象経費	補助額
謝礼金	イベントに参加する団体等への謝礼金に要する経費（主催者分は除く。）	上限額 8万円
人件費	イベントの実施に必要な業務・事務を補助するために雇い入れるアルバイト等に要する経費	
報償費	参加者に地元産品の配布等を行う場合に必要な経費	
広告宣伝費	イベントを実施するために必要な広告宣伝全般に要する経費	
傷害保険費	イベント参加者の傷害保険加入に要する経費	
委託費	会場や駐車場の警備など、外部に委託して行う業務に要する経費	
物品購入費	イベントを実施するために必要な物品類の購入に要する経費（ただし、備品を除く。）	
運營業務費	イベント実施日にイベントの運營業務に従事する者に対し支給する、食事代、お茶代等の支払いに要する経費	
借上費	イベントを実施するために必要な物品等の借上に要する経費	